豊後高田五月祭地域交流イベント運営規約

平成３０年４月制定

第一条

　豊後高田五月祭地域交流イベントの人員はー仏の里・昭和の町ー豊後高田五月祭実行委員会（以降は実行員会と言う）をもって構成する。

第二条

豊後高田五月祭地域交流イベントに関する決定事項は実行委員会を最高決定機関とする。

第三条

　会長は豊後高田商工会議所青年部がその任に当たる。

第四条

事務局は豊後高田商工会議所とし、豊後高田地域交流イベントの準備全般には実行委員会が当たり、職員はその補佐に当たる。

第五条

　出展要項に関する事項は別に定める。

第六条

　実行委員会は、出店申請者（個人又は法人をいう）又は従業員が次の各号に該当するときは承認しないものとする。

　　１．暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

　　２．暴力団構成員であるとき。

　　３．暴力団員でなくなったときから５年を経過しないとき。

　　４．前各号に該当する者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

　　５．前各号に該当する者が、経営を支配又は実質的に経営に関与していると認められるとき。

　　６．自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

　　７．暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営を協力し、若しくは関与しているとき。

　　８．暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

　　９．暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

１０．暴力団員と密接に交際を有する者、及び暴力団員と密接に交際を有する者と親交を有する者。

　１１．暴力団又は暴力団員と疑われる場合、及び暴力団又は暴力団員と密接に交際を有すると疑われた場合、警察に情報提供する場合があります。

１２．居所不明、素行不良等出店者又は従業員としてふさわしくない者。

１３．犯罪行為を行ったもの。

附則

　本規約は平成３０年に開催する―仏の里・昭和の町―豊後高田五月祭地域交流イベントから実

施する。